伊江村勤怠管理システム導入業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、伊江村(以下「村」という。)が伊江村勤怠管理システム導入業務を委託するにあたり、参加資格、手続を定め、最適な事業者を選定することを目的とする。

- 2 業務等の概要
- (1)業務 名 伊江村勤怠管理システム導入業務
- (2)業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3)業務期間 契約締結日から令和6年3月31日
- (4) 上限提案額 2,370,000円(消費税及び地方消費税含む)
- 3 実施スケジュール
- (1) 本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。
 - ①実施の広告 令和6年1月9日(火)
 - ②質疑の受付 令和6年1月10日(水)
 - ③質疑の対する回答 令和6年1月10日(水)から令和6年1月15日(月)午後5時まで
 - ④参加表明書の受付 令和6年1月18日(木)午後5時まで
 - ⑤資格確認結果の通知令和6年1月22日(月)
 - ⑥企画提案書の受付 令和6年1月23日(火)から令和6年1月26日(金)午後5時まで
 - ⑦ヒアリングの実施 令和6年1月29日(月)午後1時15分から
 - ⑧選定結果通知 令和6年2月 5日(月)
 - ⑨仕様の協議及び見積令和6年2月上旬(予定)

 - ①事業の開始 令和6年2月中旬(予定)
- (2) 前項のスケジュールは、審査委員会において必要に応じて変更できるものとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書を提出する日において、次の要件を全 て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者(更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者(再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- (4) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (5) 伊江村暴力団排除条例 (平成 23 年伊江村条例 16 号) 第2条第1号及び第2条に該当しない者であること。
- (6) 地方公共団体に同様の実績が5年以内にあり、かつ令和5年4月1日時点において稼働しているシステムが3団体以上現存すること。

- 5 質疑の受付及び回答
- (1) 質疑の受付
 - ①受付期間 令和6年1月15日(月)午後5時まで
 - ②提出先 伊江村役場 総務課 行政係

電子メール yuki-fu@iejima.org

iesoumu@iejima.org ※両メールアドレスにCC送信してください。

③提出方法

質問書(様式1)に質疑事項を入力し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、電子メールの添付ファイルとして送信すること。なお、送信後、村へ受信の確認を行うこと。

- (2) 質疑への回答
 - ①回答期限 令和6年1月15日(月)午後5時まで
 - ②回答方法 回答期限までに応募者に通知する。
- (3) その他
 - ①電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は受け 付けない。
 - ②質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し、事務局から電話等で確認を行う
- 6 参加表明書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出するものとする。

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ①参加表明書(様式2) 1部
 - ②業務実績調書(様式3) 1部
 - ③村税等の納税証明書(原本又は写し) 各1部 ※納税証明書は発行から3か月以内のものとする。
- (2) 提出期間 令和6年1月18日(木)午後5時まで
- (3) 提出先 〒905-0592 沖縄県国頭郡伊江村字東江前 38 番地

伊江村役場 総務課 行政係

- (4) 提出方法 持参又は郵送(配達証明書留郵便に限る。期間内必着のこと。)による。
- (5) その他 指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

7 参加資格の確認等

(1) 参加資格の確認、結果通知および企画提案者の提出要請

参加表明書の提出があった者について、提出された参加表明書に基づき参加資格の適格を確認し、 令和6年1月22日(月)までに参加資格確認結果をメールで通知する。あわせて参加資格を有す る者に企画提案書の提出を要請する。

(2) 資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

資格を有しないと認めた者は、村に対してその理由の説明を求めることができる。

8 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式等は、次のとおりとする。

- (1) 様式等の形式
 - ①サイズ A4判用紙
 - ②文字方向 横書き (図表等に含まれる文字を除く。)
 - ③印刷方法 両面、左とじ、カラー印刷
 - ④文字ポイント 10.5 ポイント以上とする (図表等に含まれる文字を除く。)
 - ⑤ページ番号 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。
 - ⑥ページ数 表紙及び目次を除き、15ページ以内とする。
 - ⑦その他 文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない。

(2) 体裁

①表紙

ア 題名 (「伊江村勤怠管理システム導入業務企画提案書」) を記載

- イ 作成年月日(令和○年○月○日)を記載
- ウ 法人名称を記載し、押印すること。
- ②目次 表紙の次ページに目次を付すこと。
- ③製本方法 表紙、目次、企画提案内容を1部ごとに左上をステープラ止めし、提出すること。
- ④企画提案内容

企画提案項目について、提案内容を記載すること。

項番	項目	記載すべき事項
1	提案システム	以下の内容について記述すること
		(1)システムの名称
		(2)システムの概要
		(3)打刻方法
		(4) 各種申請及び承認方法
		(5) 人事給与システム連携用データの出力
		(6) 特徴的な機能
		(7) 導入体制(導入スケジュール、プロジェクト体制、本村及び受注
		者の役割分担)
		(8) 導入自治体の運用例及び件数
2	システムの性能	以下の内容について記述すること
		(1) サービスを提供するデータセンター
		(2)システムの安定性
		(3) セキュリティの確保
3	保守・運用支援	以下の内容について記述すること
		(1) 障害発生時の対応
		(2) 職員の研修体制
		(3) 運用・操作サポート体制

9 見積書の作成方法

見積書及び見積内訳書(任意様式)を作成すること。

見積書の積算対象期間については、本業務の契約期間内に生じる費用(令和5年度)及び別途契約を予定する次年度以降に生じる費用(令和6年度~令和10年度)とすること。なお、積算に必要なシステムを利用する職員の人数は、仕様書に記載の人数を参考とすること。(現時点における人数であり、次年度以降の契約の際は、人数(アカウント数)が増減する場合があります。)

10 企画提案書の受付

企画提案書の提出は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ①企画提案書 8部
 - ②機能要件確認表(様式4による) 1部
 - ③見積書及び内訳書(任意様式) 1部
- (2) 提出方法 持参または郵送(配達証明書留郵便に限る。期間内必着)
- (3) 提出期間 令和6年1月23日(火) から令和6年1月26日(金)午後5時まで
- (4) 提出先 〒905-0592 沖縄県国頭郡伊江村字東江前 38 番地

伊江村役場 総務課 行政係

(5) その他

- ①1事業者が複数の提案をすることは認めない。
- ②提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- ③第8の作成方法に従っていない場合は、失格とする。

11 審査方法及び結果通知

(1)審査方法

提案者等の審査は、村が設置する審査委員会が行う。なお、審査は全て非公開とする。

(2)審査の内容

審査委員会において、伊江村勤怠管理システム導入業務に係る公募型プロポーザル審査要領(以下「審査要領」という。)に基づき審査するものとする。

(3) 最適候補者等の選定

審査委員会は、審査要領に基づき最適候補者及び次点者を選定するものとする。

- (4)審査結果の取扱い
 - ①審査結果は、企画提案者に通知し、後日公表する。
 - ②審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) 一次審査の実施(参加事業者が4者を超えた場合)

本業務について、参加事業者が4者を超えた場合は、「様式4機能要件確認表」をもとに一次審査を行うものとし、一次審査の評価点の上位4者を一次審査通過者として、令和6年1月29日にヒアリングを実施するものとする。なお、同点の場合は自治体導入事例が多い者を上位とする。また、一次審査結果については、令和6年1月23日にメールで通知するものとする。

12 仕様の協議、見積及び契約

仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

- (1) 最適候補者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契 約の交渉を行う。
- (2) 最適候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は最適候補者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次点者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本村と受注者が協議のうえ、決定する。
- (4) 契約手続きは、伊江村契約規則(昭和50年伊江村規則第1号)及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5) 本村は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為 が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

13 提出書類の取扱

本プロポーザルに実施にあたり、提案者が本村へ提出する書類の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4)提出書類は、原則として公表しない。ただし、伊江村情報公開条例(令和5年伊江村条例第2号)に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

14 その他

その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

(1) 失格

参加表明者が、次のいずれかに該当する場合、失格とする。

- ①審査委員会委員、事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- ②提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ④提案価格見積書の記載金額が上限提案額を超えた場合

(2)参加の辞退

参加適格者は、企画提案書提出期限まで随時、参加を辞退することができるものとする。この場合、書面に理由等を記載し、村に提出するものとする。

(3) 追加資料の提出

提出された書類に関して、村から内容確認の問い合わせ又は追加資料の提出を求めた場合、参加 表明者は、対応するものとする。

(4) 企画提案の履行

受注者は、企画提案書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。ただし、企画提案書のうち、 村が不要と認めるものは除くものとする。

(5) その他

- ①本プロポーザルに関する手続において、使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ②本プロポーザルへの参加に関する一切の費用は、参加表明者の負担とする。

15 事務局

本プロポーザルに係る事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒905-0592 沖縄県国頭郡伊江村字東江前 38 番地

伊江村役場 総務課 行政係

電 話 0980-49-2001 (内線 154)

ファクス 0980-49-2003

電子メール yuki-fu@iejima.org

iesoumu@iejima.org